

# 「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－」 の勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)

【勧告先】金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【勧告日】平成29年3月28日 【1回目の回答日】平成30年4月17日～4月27日 【2回目の回答日】平成31年4月18日～4月25日（改善状況は4月1日現在）

## 背景等

- 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要  
国民から、①戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）といった要望あり。
- 戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、
  - 住民票の写しと比較して一般に交付手数料が高額、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間等の事情あり。
  - 相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり。

## 1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

### 勧告事項

① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続

⇒ 法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと（14手続）

② 試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続

⇒ 法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと（26手続）

### 主な改善措置状況

**14手続全て**について、省令等の改正により本籍記載のある住民票の写しでも本人確認等を行うことができる旨規定

◆14手続の例

⇒ 公有水面埋立免許の申請、港湾運送事業の許可の申請、海事補佐人の登録の申請

**26手続全て**について、省令等の改正により試験の申請時から「氏名」等に変更があった者を除き、本籍記載のある住民票の写しでも本人確認等を行う旨等規定

◆26手続の例

⇒ 看護師免許の申請

## 2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

### 勧告事項

① 戸籍謄本等を返却することとされていない手続  
⇒ **法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと（13手続）**

② 戸籍謄本等を返却することとされていない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っている手続  
⇒ **地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと（4手続）**

### 主な改善措置状況

**13手続全て**について、省令等の改正により  
戸籍謄本等の返却を行う旨規定

◆13手続の例  
⇒ 相続税の申告

**4手続全て**について、関係会議において地方公共団体に  
戸籍謄本等の返却が可能であることを周知

◆4手続の例  
⇒ 理容所の開設者の地位の承継の届出

## 申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

### 【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成28年8月～29年3月

2 対象機関 調査対象機関：全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）  
関連調査等対象機関：特殊法人、国立大学法人、都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成29年3月28日 金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【回答年月日】 平成30年4月17日～4月27日

金融庁	平成30年4月27日	総務省	平成30年4月17日	財務省	平成30年4月23日
厚生労働省	平成30年4月20日	農林水産省	平成30年4月26日	国土交通省	平成30年4月26日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成31年4月18日～4月25日

金融庁	平成31年4月25日	総務省	平成31年4月18日	財務省	平成31年4月24日
厚生労働省	平成31年4月24日	農林水産省	平成31年4月22日	国土交通省	平成31年4月25日

※改善状況は、平成31年4月1日現在

【調査の背景事情】

- 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要であり、総務省においても見直しの推進に継続的に取り組み
- 国民から、①戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）といった要望あり
- 戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、①住民票の写しと比較して一般に交付手数料が高額である（450円＞300円程度）、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間がかかる、身分事項などいわゆる機微情報が記載されている等の事情がある、②相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し</b>  <b>（勸告要旨）</b></p> <p>関係府省は、戸籍謄本等の提出を求めている手続について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと。（総務省、国土交通省）</p> <p><b>（調査結果）</b></p> <p>○ 本籍記載のある住民票の写しにより、本人確認等が可能と考えられる手続（14手続）</p> <p>① 本人確認のため、「氏名」「生年月日」及び「本籍地」（以下、これらを総称して「3情報」という。）を確認している手続【公有水面埋立免許の申請等9手続】</p>	<p>→1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況  <b>⇒2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</b></p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴（注）を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続【軽油引取税における元売業者の指定の申請、港湾運送事業の許可の申請等 4 手続】</p> <p>（注）禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 3 年を経過しない者等</p> <p>③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続【海事補佐人の登録の申請 1 手続】</p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽油引取税における元売業者の指定の申請</li> <li>・ 軽油引取税における仮特約業者の指定の申請</li> <li>・ 軽油引取税における特約業者の指定の申請</li> </ul>	<p>【総務省】</p> <p>→ 「平成 29 年度税制改正の大綱」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）において、「軽油引取税における元売業者、仮特約業者又は特約業者の指定の申請を個人が行う場合の申請書に係る添付書類のうち、戸籍抄本については、本籍の記載のある住民票の写しに代えることができることとする。</p> <p>（注）上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に指定の申請を個人が行う場合について適用する。」とされた。</p> <p>これを受け、平成 29 年 3 月 31 日に地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）を改正し、軽油引取税における元売業者、仮特約業者又は特約業者の指定の申請を個人が行う場合の申請書に係る添付書類のうち、戸籍抄本については、本籍の記載のある住民票の写しに代えることができるよう規定した。（同年 4 月 1 日施行）</p> <p>また、上記改正内容については、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税企第 36 号総務大臣通知）を都道府県に発出し、周知徹底を図った。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成 30 年 4 月から、各都道府県において、申請者が個人である場合は、本籍の記載のある住民票の写しに代えること</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【国土交通省】 公有水面埋立免許の申請</p> <p>【国土交通省】 船舶に乗り組む衛生管理者の資格の認定の申請</p>	<p>ができる旨を窓口等で案内している。</p> <p>⇒ <b>地方税法施行規則改正後、軽油引取税の担当者会議等の機会を捉えて、改めて周知徹底を図っている。</b></p> <p>また、各都道府県においては、申請者に対して、当該手続の問合せ時等に個別に周知している。</p> <p>今後も、申請者に対し、必要に応じて周知を図っていきたい。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に公有水面埋立法施行規則（昭和 49 年運輸省・建設省令第 1 号）を改正し、戸籍抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>⇒ <b>今後、本籍記載のある住民票の写しを添付した申請があった場合には、本籍記載のある住民票の写しで本人確認を行う等、適切に対応していきたい。</b></p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）を改正し、戸籍謄本や抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>また、当該改正内容については、各地方運輸局等に対して「衛生管理者試験等事務取扱要領の一部改正について」（平成 29 年 7 月 28 日付け国海員第 117 号海事局船員政策課長通知）を、関係団体に対して「船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正について」（平成 29 年 8 月 1 日付け国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室通知）を發出し、周知した。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成 30 年 5 月から、国土交通省のホームページに当該改正内容を掲載することにより、周知する予定である。</p>



勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業の登録の申請</li> <li>発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請</li> </ul> <p>【国土交通省】</p> <p>内航海運業の登録の申請</p>	<p>また、当該改正内容については、各地方運輸局等に対して「内航海運業法施行規則等の一部改正について」（平成 29 年 8 月 28 日付け国土交通省海事局内航課長・船舶産業課長事務連絡）を発出し、周知徹底した。</p> <p>さらに、申請者に対しては、当該手続の問合せ時等に個別に周知している。</p> <p><b>⇒ 申請者に対しては、手続の問合せ時等に当該改正内容の周知を図るところであり、今後も、機会があるごとに周知を図るとともに、適切に対応していきたい。</b></p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）を改正し、戸籍抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>また、当該改正内容については、各地方運輸局等に対して「倉庫業法施行規則の一部改正について」（平成 29 年 6 月 15 日付け国官参物第 34 号大臣官房参事官（物流産業）通知）を発出し、周知徹底した。</p> <p>さらに、倉庫事業者等や申請者に対しては、一般社団法人日本倉庫協会や一般社団法人日本冷蔵倉庫協会に対する通達の発出や国土交通省のホームページ内の倉庫業申請に係るパンフレット「倉庫業登録申請の手引き」への記載等により、周知している。</p> <p><b>⇒ 今後も、国土交通省のホームページ等により周知徹底を図るとともに、適切に対応していきたい。</b></p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に内航海運業法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 42 号）を改正し、戸籍抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>また、当該改正内容については、各地方運輸局等に対して「内航海運業</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道事業の許可の申請</li> <li>・ 索道事業の許可の申請</li> </ul> <p>【国土交通省】</p> <p>港湾運送事業の許可の申請</p>	<p>法施行規則等の一部改正について」（平成 29 年 8 月 28 日付け国土交通省海事局内航課長・船舶産業課長事務連絡）を發出し、周知徹底した。</p> <p>さらに、申請者に対しては、当該手続の問合せ時等に個別に周知している。</p> <p><b>⇒ 申請者に対しては、手続の問合せ時等に当該改正内容の周知を図っているとおりであり、今後も、機会があるごとに周知を図るとともに、適切に対応していきたい。</b></p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）を改正し、戸籍抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>また、当該改正内容については、各地方運輸局に対して「鉄道事業法施行規則の一部改正後における鉄道事業の許可申請書に添付すべき書類について」（平成 30 年 4 月 9 日付け国土交通省鉄道局幹線鉄道課専門官・都市鉄道政策課専門官・施設課課長補佐事務連絡）を發出し、周知徹底した。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成 30 年 4 月 18 日から、国土交通省のホームページに当該改正内容を掲載することにより、周知している。</p> <p><b>⇒ 各地方運輸局に対しては打合せの機会等を通じ、申請者に対しては窓口での周知等により、当該改正内容について周知を図った。</b></p> <p><b>今後も、国土交通省のホームページ等により周知徹底を図るとともに、適切に対応していきたい。</b></p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 15 日に港湾運送事業法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 46 号）を改正し、戸籍抄本だけでなく、本籍の記載のある住民票の写しでも本人確認等を行うことができる旨規定した。（同日施行）</p> <p>また、当該改正内容については、各地方運輸局等に対して、平成 29 年</p>



勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="203 196 1106 240" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           省、農林水産省)         </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名等の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めれば足りると考えられる手続 (26 手続)</li> <li>① 登録時に、本人確認のため 3 情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【登録政治資金監査人の登録の申請、医師免許の申請等 19 手続】</li> <li>② 登録時に、本人確認のため 3 情報を確認し、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続で、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【行政書士の登録の申請、税理士の登録の申請 2 手続】</li> <li>③ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3 情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続【獣医師免許の申請等 2 手続】</li> <li>④ 登録時に、本人確認のため及び本籍地の市町村に犯歴を照会するため、3 情報を確認している手続で、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更の有無を確認している手続。その上、禁治産・準禁治産宣告等の通知を受けていないことを確認するため、戸籍謄本等のほかに、身分証明書の提出も求めている手続【公認会計士の開業登録の申請等 3 手続】</li> </ul> <p>【金融庁】 公認会計士の開業登録の申請</p>	<p>【金融庁】 → 平成 30 年 5 月を目途に、公認会計士等登録規則（昭和 42 年大蔵省令第</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【金融庁】 外国公認会計士の開業登録の申請</p>	<p>8号)を改正し、公認会計士試験の受験の申込時から登録申請までの間に「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行う旨規定し、施行する予定である。</p> <p>また、当該改正予定の内容については、平成30年1月に、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対し、打合せを通して周知している。</p> <p>さらに、平成30年5月を目途に、登録事務を行う協会において、「公認会計士開業登録の手引」を改正し、当該手引を協会のホームページに掲載することにより、申請者に対して周知するとともに、大手監査法人に対して当該変更について周知する予定である。</p> <p><b>⇒ 平成30年6月22日に公認会計士等登録規則を改正し、公認会計士試験の受験の申込時から登録申請までの間に「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、戸籍謄本等を求めないこととした。</b></p> <p><b>当該規則改正を受け、公認会計士等の登録事務を行う協会は、「公認会計士開業登録の手引」を改正し、本籍記載のある身分証明書で本人確認等を行う旨規定した。</b></p> <p><b>また、協会の会員及び準会員向け広報誌やホームページにより、当該規則及び手引の改正内容について周知を図った。</b></p> <p>【金融庁】</p> <p>→ 平成30年5月を目途に、公認会計士等登録規則を改正し、外国公認会計士試験の受験の申込時から登録申請までの間に「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行う旨規定し、施行する予定である。</p> <p>また、当該改正予定の内容については、平成30年1月に、協会に対し、</p>



勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【総務省】</p>	<p>いて、平成 30 年 6 月 1 日から戸籍の抄本に代えて本籍の記載のある住民票の写しで本人確認等を行う旨規定した。</p> <p>また、当該改正内容については、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に対して「登録政治資金監査人の登録申請書類の変更について（周知依頼）」（平成 30 年 2 月 28 日付け政適委第 41 号総務省政治資金適正化委員会事務局長通知）を発出した。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成 30 年 2 月 28 日から、政治資金適正化委員会のホームページに当該改正内容を掲載することにより、周知徹底を図っている。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月 22 日に開催した第 6 回政治資金適正化委員会において、申請者が旧姓の使用を希望する場合に登録申請書に戸籍の抄本等を添付すること等を決定した。</p> <p><b>⇒ 政治資金規正法施行規則改正後、添付書類のうち戸籍抄本を、本籍の記載のある住民票の写しに代えて申請手続が行われた事例は 106 件（平成 30 年 6 月～31 年 1 月）である。</b></p> <p>また、総務省ホームページでの事前の周知に加え、添付書類が変更になる直前の平成 30 年 5 月下旬に、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に対して「登録政治資金監査人の登録申請書類の変更について（周知依頼）」（平成 30 年 5 月 29 日付け政適委第 137 号総務省政治資金適正化委員会事務局長通知）を発出し、改正内容について改めて周知を図るとともに、当該 3 団体へ規則改正を踏まえた制度周知用リーフレットを配布し、申請者となる各団体所属の会員に改正内容を広く周知するよう依頼するなどして、申請者への周知を図ったところである。</p> <p>今後も、総務省のホームページ等により周知徹底を図っていくとともに、適切に対応していきたい。</p> <p>【総務省】</p>



勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師免許の申請</li> <li>・ 歯科医師免許の申請</li> <li>・ 保健師免許の申請</li> <li>・ 助産師免許の申請</li> <li>・ 看護師免許の申請</li> <li>・ 診療放射線技師免許の申請</li> <li>・ 臨床検査技師免許の申請</li> <li>・ 理学療法士免許の申請</li> <li>・ 作業療法士免許の申請</li> <li>・ 視能訓練士免許の申請</li> <li>・ 臨床工学技士免許の申請</li> <li>・ 義肢装具士免許の申請</li> <li>・ 歯科技工士免許の申請</li> <li>・ 救急救命士免許の申請</li> </ul>	<p>絡しているところである。なお、日本税理士会連合会会則の改正は7月の定期総会で行う予定である。</p> <p>⇒ 上記の税理士法施行規則改正後は、試験申込時から登録申請までの間に氏名の変更がある場合などを除き、登録申請を行う者について、戸籍抄本の提出が不要となっている。</p> <p>各税理士会に対しては、日本税理士会連合会から事務連絡（平成30年4月3日付け日連30第9号（登第6号））により、申請者に対しては日本税理士会連合会及び各税理士会のホームページにより、この税理士法施行規則の改正の内容について周知を図った。</p> <p>なお、この税理士法施行規則の改正に伴う日本税理士会連合会会則の整備は、準備が整い次第、行われる予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 免許申請書に添えなければならない書類を戸籍の謄本若しくは抄本又は本籍記載のある住民票の写しに変更するため、関係省令を改正することについて、平成30年7月にパブリックコメントを実施し、同年9月を目途に改正する予定である。</p> <p>上記の改正後、平成31年の免許申請から当該変更を行う予定である。</p> <p>また、各都道府県に対して通知を発出し、周知徹底する予定である。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成30年12月を目途に、厚生労働省のホームページに当該改正内容を反映した申請書等を掲載する予定である。また、各学校養成所等に、新様式の申請書を配布することにより、周知する予定である。</p> <p>⇒ 免許申請書に添えなければならない書類を戸籍の謄本若しくは抄本又は本籍記載のある住民票の写し及び住民票記載事項証明書に変更するため、関係省令を平成30年11月（一部は同年9月、10月）に改正した。</p> <p>上記の改正内容については、都道府県等に対して通知を発出し、周知徹</p>



勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【農林水産省】 獣医師免許の申請</p>	<p>器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 29 年 9 月 26 日付け薬生発 0926 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を発出し、周知徹底した。</p> <p>その結果、各都道府県では、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を必須として求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書でも本人確認等を行っている。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成 29 年 9 月 26 日以降、各都道府県において、試験合格者に改正内容を掲載した申請案内を配布すること等により、周知している。</p> <p>⇒ <b>各都道府県等に対しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 29 年 9 月 26 日付け薬生発 0926 第 10 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により、当該改正内容の周知を図った。</b></p> <p>また、各都道府県に対して、平成 29 年 10 月 6 日に実施した「全国薬務主管課長協議会」の場で、改正内容を掲載した申請案内やホームページにより試験合格者（申請者）への周知を行うよう依頼した。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>→ 平成 30 年 4 月 25 日に、獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号）の改正により、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行う旨規定した。</p> <p>なお、試験申込時から申請時までの間に「氏名」等の変更がある者については、運用において、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求めるものとする予定である。</p> <p>また、申請者に対しては、平成 30 年 4 月下旬に、農林水産省ホームページ等で改正内容についての周知をする予定である。</p> <p>⇒ <b>獣医師法施行規則改正後、獣医師免許の交付、獣医師名簿への登録に当</b></p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【農林水産省】 家畜人工授精師免許の申請</p>	<p>たつて、本籍記載のある住民票の写しによる本人確認等を実施しているところである。</p> <p>また、平成 30 年 4 月に、獣医師免許手続の登録申請の内容を記した農林水産省ホームページについて上記の改正内容を反映させた。</p> <p>さらに、獣医師国家試験会場で免許の申請書類等について記載した「合格発表及び免許申請」を受験者に配布し、免許の申請手続の添付書類に本籍記載のある住民票の写し等が必要であることについて周知を図った。</p> <p>今後も、農林水産省のホームページ等により周知徹底を図るとともに、適切に対応していきたい。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>→ 平成 30 年 4 月を目途に、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）の改正により、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行う旨規定し、施行する予定である。</p> <p>なお、試験申込等から登録申請までの間に「氏名」等の変更がある者については、運用において、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を求めるものとする予定である。</p> <p>また、同規則の施行に併せて、各都道府県に対して通知を発出し、当該改正内容について周知徹底する予定である。</p> <p>さらに、申請者への改正内容の周知については、改正後、ホームページ等により行うよう各都道府県に依頼するとともに、農林水産省のホームページにおいても行う予定である。</p> <p>⇒ 平成 30 年 5 月に家畜改良増殖法施行規則を改正し、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行う旨を規定した。</p> <p>上記改正に併せて、各農政局等に対して「家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令について」（平成 30 年 5 月 1 日付け 30 生産第 309 号生産局畜産部畜産振興課長通知）を発出し、当該改正内容について各都道府</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進</b> (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係府省は、相続時に提出する戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、申請者の負担軽減を図る観点から次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 戸籍謄本等を返却することとされていない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと。(財務省、厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 戸籍謄本等を返却することとされていない19 手続について、返却することとされていない理由は、次のとおり(うち2 手続については調査途上において措置済み)。</p> <p>① 法令等に根拠がない。【相続税の申告、理容所の開設者の地位の承継の届出、自動車の移転登録の申請等 9 手続】</p> <p>② 手続実務を行う地方公共団体や地方支分部局が戸籍謄本等を返却するかどうかを判断している。【製造たばこの小売販売業の承継の届出、飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出等 5 手続】</p> <p>③ 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要がある。【酒類販売業の相続の申告、遺族補償年金の請求、自動車の移転登録の申請等 13 手続】</p>	<p>県に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、申請者への改正内容の周知については、改正後、ホームページ等により行うよう各都道府県に依頼し、農林水産省のホームページにおいても周知を行った。</p> <p>今後も、農林水産省のホームページ等により周知徹底を図るとともに、適切に対応していきたい。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>④ 事務的負担の増加を懸念している。【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】</p> <p>⑤ 戸籍謄本等の返却の要望がない。【酒類販売業の相続の申告等 2 手続】</p> <p>【財務省】 相続税の申告</p> <p>【財務省】 製造たばこの小売販売業の承継の届出</p>	<p>【財務省】</p> <p>→ 相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 15 号）により相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）が改正され、相続税の申告書の添付書類として、戸籍謄本のコピー等を認めることとされた（平成 30 年 4 月 1 日以後に提出する申告書について適用）。</p> <p>また、平成 30 年 4 月 4 日に、国税局及び税務署に対して、上記の改正内容を周知するリーフレットを送付し、連絡を行った。</p> <p>さらに、平成 30 年 4 月 11 日に、上記のリーフレットを国税庁ホームページに掲載するとともに各税務署に配置することなどにより、納税者に対して周知を行った。</p> <p><b>⇒ 引き続き、平成 30 年 4 月に刷成したリーフレットを国税庁ホームページに掲載し、各税務署に配置するとともに、納税者等が相続税の申告書を作成する際に利用する「相続税の申告のしかた」や「相続税の申告のためのチェックシート」においても、上記の改正内容に関する記述を追加し、納税者等に対する周知を図った。</b></p> <p>【財務省】</p> <p>→ 平成 29 年 6 月 9 日にたばこ事業法施行規則（昭和 60 年大蔵省令第 5 号）を改正し、戸籍謄本等の返却を行う旨規定した。また、戸籍謄本等の返却を求める際に必要な様式を定めた財務省告示を発出した。</p> <p>また、当該改正内容については、各財務局に対して「申請書又は届出書の添付書類の原本の還付請求があった場合の事務処理について」（平成</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類販売業の相続の申告</li> <li>・ 酒類等製造業の相続の申告</li> </ul>	<p>29年9月1日付け事務連絡)を发出し、周知徹底した。</p> <p>その結果、各財務局では、戸籍謄本等の返却を行っている。</p> <p>さらに、申請者に対しては、平成29年9月1日から、財務省ホームページ内の「たばこ小売販売業の許可申請等各種手続」からリンクしている電子政府の総合窓口(e-Gov)の「製造たばこの小売販売業の承継の届出」中、「申請書様式」欄へ原本還付申請書の様式を掲載するとともに、29年12月1日から、リーフレット「製造たばこ小売販売業の申請者の皆様へ」を配布することにより、周知した。</p> <p>⇒ <b>たばこ事業法施行規則改正後、各財務局で戸籍謄本等の返却を行った事例は77件(平成29年7月～31年3月)である。(製造たばこの小売販売業の許可申請：19件、承継届出：38件、その他の申請・届出：20件)</b></p> <p>また、平成29年9月1日から、電子政府の総合窓口(e-Gov)に原本還付申請書の様式(PDF形式)を掲載していたが、申請者の利便性向上の観点から、平成30年3月にword形式の様式及び記載例を追加掲載し、関連する業界団体に対して周知した。</p> <p>【財務省】</p> <p>→ 酒税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第136号)及び酒税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年財務省令第19号)により酒税法施行令(昭和37年政令第97号)及び酒税法施行規則(昭和37年大蔵省令第26号)が改正され、酒類等の製造業又は販売業を相続しようとする場合の相続申告の添付書類として、戸籍抄本のコピー等を認めることとされた(平成30年4月1日以後に提出する申告書について適用)。</p> <p>また、平成30年3月29日に、国税局及び税務署に対して、当該改正内容に対応した様式を送付するとともに、平成30年4月1日以降は上記の改正内容を申告者に周知するように連絡した。</p> <p>さらに、平成30年6月末を目途に、法令解釈通達(様式編)の改正を</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族補償年金の請求</li> <li>・ 遺族補償一時金の請求</li> <li>・ 遺族年金の請求</li> <li>・ 遺族一時金の請求</li> <li>・ 未支給の保険給付の請求</li> <li>・ 葬祭料の請求</li> <li>・ 葬祭給付の請求</li> <li>・ 障害補償年金差額一時金の請求</li> <li>・ 障害年金差額一時金の請求</li> </ul> <p>(勸告要旨)</p> <p>② 戸籍謄本等を返却することとされていない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っている手続については、地方公共団体が戸籍</p>	<p>行い、新様式について国税庁ホームページに掲載する予定である。</p> <p>⇒ 平成 30 年 6 月 29 日に、法令解釈通達（様式編）の改正を行い、同年 7 月 9 日に、新様式について国税庁ホームページに掲載した。</p> <p>また、国税局及び税務署に対して、会議等の場でその旨連絡するとともに、申請者に対して、窓口等で当該改正内容について周知を図った。</p> <p>今後も、免許相談等の機会を活用して、申請者に対しての周知徹底を図っていくとともに、適切に対応していきたい。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成 30 年 3 月 30 日、申請者が戸籍謄本等の返却を希望する場合は、コピーをとり原本を返却する旨を規定した「未支給の保険給付、遺族（補償）給付及び障害（補償）年金差額一時金の請求における戸籍謄本等の取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付け基補発 0330 第 1 号、基保発 0330 第 1 号厚生労働省労働基準局補償課長、労災保険業務課長通達）を、各都道府県労働局に対して発出した。</p> <p>これを受け、各労働基準監督署では、希望があれば戸籍謄本等を返却することとなる。</p> <p>⇒ 上記通達の発出後、申請者が戸籍謄本等の返却を希望する場合は、適切に返却を行っているところである。</p> <p>今後とも適切な事務処理が行われるよう、指示を徹底してまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成 30 年 2 月 28 日に開催した、「平成 29 年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議」において、①飲食店営業等の許可営業者の地位の承</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="203 196 1106 240">膳本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと。(厚生労働省)</p> <p data-bbox="232 248 405 284">【厚生労働省】</p> <ul data-bbox="255 300 891 475" style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出</li> <li>・ 理容所の開設者の地位の承継の届出</li> <li>・ 美容所の開設者の地位の承継の届出</li> <li>・ クリーニング業の営業者の地位の承継の届出</li> </ul>	<p data-bbox="1160 196 2078 427">継手続、②理容所の開設者の地位の承継手続、③美容所の開設者の地位の承継手続、④クリーニング業の営業者の地位の承継手続における戸籍謄本等の提出に当たり、申請者の要望があれば原本の返却を行うことが可能であることを、各都道府県、保健所設置市、特別区に対して周知し、営業者に対する周知等適切な対応が図られるよう依頼した。</p> <p data-bbox="1133 440 2078 523">⇒ <b>申請者から要望がある場合、地方公共団体の判断にて戸籍謄本等の原本を返却しているところである。</b></p> <p data-bbox="1160 536 2078 715">また、飲食店営業等の許可営業者の地位の承継手続については、平成31年3月11日に実施した「平成30年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議」において、戸籍謄本等の返却を適切に行うよう各地方公共団体に対して再度依頼した。</p> <p data-bbox="1182 727 1989 762">申請者の負担軽減を図るため、引き続き適切な周知に努めたい。</p>